

寄付者の権利宣言 2010

2010年2月7日

日本ファンドレイジング協会

私たちは、すべての人が社会をより良くしていくために、自由な意思に基づく寄付やボランティア活動により、社会に参加する権利を有していると考えています。

私たちは、寄付の促進のためには、寄付に託された寄付者の志や想いがきちんと受け止められ、寄付者が寄付による満足感や達成感を得られることが大切だと考えています。

よって、私たちは、寄付という行為を通じて、寄付者と寄付の受け手が相互に理解を深め、信頼関係を構築していくために、ここに寄付者の権利を宣言します。

1. 寄付者は、寄付に際して、寄付先、寄付目的、寄付金額、寄付物品を自身の意思で決めることができます。
2. 寄付者は、寄付金や寄付物品の使途目的をあらかじめ知ることができます。
3. 寄付者は、寄付先の組織、事業内容、財務情報について知ることができます。
4. 寄付者は、寄付金や寄付物品が実際にどのように活用されたかを知ることができます。
5. 寄付者は、寄付先に、自身の個人情報の保護を求めるることができます。

私たちは、寄付者の権利は時代とともに進化するものと考えています。

本宣言を起点として、日本ならではの寄付のあり方について議論を広げていきたいと考えています。